

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所衛生課

番号 48

許認可等の内容		薬局製造販売医薬品製造販売業の許可
根拠法令及び条項		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項
審査基準	関係条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条の2第2項 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条第7項 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第74条の4
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおり (茅ヶ崎市薬局等許可審査基準及び指導基準 第4)
	参考事項	薬局製造販売医薬品の取扱いについて (平成17年3月25薬食審査発第0325009号)
	設定等年月日	平成29年4月1日設定(令和6年12月12日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 8日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成29年4月1日設定(年 月 日最終変更)